

議案第 2 1 号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.425)」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.275(特定幹部職員にあっては、100分の1.575)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000

13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	

50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		

87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						

	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条の2の見出しを「(等級別基準職務表)」に改め、同条中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第5条第4項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加える。

第21条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあつては、100分45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)」を「100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5)」に改める。

附則第11項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125(特定幹部職員にあつては、100分の1.425)、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定幹部職員にあつては、100分の1.575)」を「100分の1.2(特定幹部職員にあつては、100分の1.5)」に、「、6月に支給する場合においては100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」に改める。

別表第2中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に、「職務の名称」を「基準となる職務」に改め、同表2級の項を次のように改める。

2級	1 主任主事又は主任技師の職務 2 主任保育士、主任学芸員、主任保健師、主任理学療法士、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士又は主任臨床心理士の職務 3 施設長の職務(再任用職員に限る。)
----	---

同表4級の項を次のように改める。

4級	1 係長の職務 2 施設長の職務(2級に掲げられた施設長を除く。) 3 市長が定める主査の職務
----	---

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	140,100円	190,200円	226,400円	259,900円

第4条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条第2項中「任期付職員級別職務分類表」を「任期付職員等級別基準職務表」に改める。

第10条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

別表第3中「職務」を「基準となる職務」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は平成27年4月1日から、附則第3条の規定は平成28年1月1日から適用

する。

(任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 平成27年4月1日(以下この条において「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

(平成28年1月1日における号給の調整)

第3条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第36号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第9条の規定により読み替えて適用するこの条例による改正前の大田原市一般職の職員の給与に関する条例第5条第5項(大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条及び第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により昇給した職員の平成28年1月1日における号給は、この条例による改正前の大田原市一般職の職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により同日に受けた号給の1号給上位の号給とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大田原市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

第5条 第2条及び第4条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。